

原発避難者追い出し裁判

(国家公務員宿舎東雲住宅2世帯)



～審理もせずに「結審」は許せません～

仙台高裁

裁判所へ抗議・弁論再開のための 要請ハガキにご協力をお願いします

原発避難者の住宅追い出しを許さない会

(お願い)

7月10日、仙台高裁第3民事部(瀬戸口壯夫裁判長)は、第1回期日において審理に入ることなく、わずか30分で結審する暴挙に出ました。

被告とされた避難者は、一審では主要な争点について審理されずに県の主張を認める判決を下したので、今度はしっかり審理してくれるものと期待していました。これでは、原発事故避難者が救済を訴える機会なく裁判所が門戸を閉ざすも同然で、憲法で保障された公正な裁判を受ける権利を奪うものです。

折しも、7月4日国連人権理事会では昨年秋にヒメネス・ダマリー特別報告者が行った調査報告書が発表され、裁判における国際人権法の適用が期待される所でした。

わたしたちは、このような仙台高裁の結審強行を許すわけにはいきません。1日も早く弁論を再開させるため、裁判所への要請ハガキを取り組みます。是非とも皆さまのご協力をお願いします。

(期間は8月末までとしますが、なるべく早く取り組んでくださるようお願いいたします)

※差し支えなければ、ハガキに記入された「意見」をメールでお寄せください。

送付先；<https://masa2616.wixsite.com/website> 原発避難者の住宅追い出しを許さない会

(要請ハガキ文例)～下記例文を参考に、「私の意見」をお書きください。

#弁論を再開してください

#審理を始めてください

#何も審理しないで終結とは、裁判所の存在が問われます

#被害者の訴えが真実かどうか、福島県に事実を確かめないのですか

#憲法32条を尊重してください

#福島県の行為が、国際人権法違反かどうか、審理しないのでしょうか

#行政という権力から弱い立場の避難者を守ってください

#避難行動を個人責任として対処するのではなく、行政の責任を課してください

#開始即結審で、まともな判決文は書けないでしょう

#国連の勧告に違反している裁判所の決定は出せません！

#行政が避難者を路頭に迷わせることに裁判所が追認しないでください！



仙台高裁 (7月10日)